佐賀県公報

平成20年
３月24日
（月曜日）
号外第３号

（◎印は、県例規集に登載するもの）

目次

条例

◎佐賀県税条例の一部を改正する条例（三〇・税務課）一

公布された条例のあらまし

○佐賀県税条例の一部を改正する条例（条例第三〇号）

1　県民税

(1)　法人でない社団又は財団で収益事業を行わないものは、非課税とすることとした。（第三〇条関係）

(2)　寄附金控除については、次のとおりとすることとした。（第三四条の二関係）

ア　現行の所得控除方式を税額控除方式に改め、控除適用対象寄附金に係る控除率を一〇〇分の四とすることとした。

イ　寄附金控除の控除対象限度額を総所得金額等の一〇〇分の三〇とすることとした。

ウ　寄附金控除の適用下限額を五、〇〇〇円とすることとした。

エ　都道府県又は市区町村に対する寄附金で、当該寄附金が五、〇〇〇円を超えるものにあっては、その超える金額の一〇〇分の四に相当する金額に特例控除額を加算した金額を税額控除することとした。

(3)　公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人（以下「公益法人等」という。）に係る均等割の税率を年額二〇、〇〇〇円とすることとした。（第四一条関係）

(4)　個人が支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当割の税率の特例を廃止することとした。（旧条例附則第五条の四関係）

(5)　所得割の納税義務者は、上場株式等に係る課税配当所得については、県民税の一〇〇分の二の税率による申告分離課税を選択できることとした。（附則第六条関係）

(6)　上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例を廃止することとした。（旧条例附則第一一条の二の二及び第一一条の二の三関係）

2　事業税

(1)　公益法人等の行う事業で電気供給業、ガス供給業及び保険業以外の事業については、所得割額によって課税することとした。（第四七条関係）

(2)　国税である地方法人特別税及び地方法人特別譲与税が創設されることに伴い、法人の事業税の税率を引き下げることとした。（附則第一四条の三関係）

3　自動車税

排出ガス性能及び燃費性能に優れた環境負荷の少ない自動車に係る税率の特例措置及び新車新規登録から一定年度を経過した環境負荷の大きい自動車に係る税率の特例措置について、適用要件を見直すとともに、その期限を二年延長することとした。（附則第一九条関係）

4　自動車取得税

(1)　自動車取得税の税率及び免税点の特例措置を一〇年延長することとした。（附則第二一条関係）

(2)　排出ガス性能及び燃費性能に優れた自動車の取得に係る税率の特例措置について、適用要件を見直すとともに、その期限を二年延長することとした。（附則第二一条関係）

(3)　車両総重量が三・五トン以下の一定のディーゼル車のうち、平成二一年排出ガス規制に適合するものの取得に係る税率の特例措置を創設することとした。（附則第二一条関係）

5　軽油引取税

軽油引取税の税率の特例措置を一〇年延長することとした。（附則第二二条関係）

6　狩猟税

平成二〇年四月一日から平成二五年三月三一日までの間における対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者登録に係る税率を現行税率の二分の一とすることとした。（附則第二四条関係）

7　旧民法第三四条の法人から移行した法人等に係る県税の特例について定めることとした。（附則第二五条関係）

8　その他所要の改正を行うこととした。

9　この条例は、一部の規定を除き、規則で定める日から施行することとした。

10　所要の経過措置を定めることとした。

11　佐賀県森林環境税条例について所要の改正を行うこととした。

12　11に伴い、所要の経過措置を定めることとした。

○条例

佐賀県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十四日

佐賀県知事　古　川　康

◉佐賀県条例第三十号

佐賀県税条例の一部を改正する条例

佐賀県税条例（昭和三十年佐賀県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第四号中「及び県内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（第五項に規定するものを除く。第七項において同じ。）」を削り、同項第七号中「第三十七条の十一第一項」を「第三十七条の十二の二第二項」に改め、同条第三項中「以下この節」を「次項及び第五項」に改め、同条第四項中「法人税法第二条第六号の公益法人等（」を「公益法人等（法人税法第二条第六号の公益法人等並びに」に、「第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体」を「第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第百六号）第七条の二第一項に規定する法人である政党等」に、「法人を含む」を「特定非営利活動法人をいう」に改め、同条第五項中「含む」の下に「。第四十一条において「人格のない社団等」という」を加え、「この節中法人に関する」を「この節の」に改め、同条第七項第二号中「及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下この節において「法人等」という。）」を削る。

第三十二条中「、寄附金控除額」を削る。

第三十四条の三中「本節」を「この節」に、「前三条」を「第三十三条から前条まで」に改め、同条を第三十四条の四とする。

第三十四条の二中「第三十三条及び前条」を「前三条」に改め、同条を第三十四条の三とし、第三十四条の次に次の一条を加える。

（寄附金税額控除）

第三十四条の二　所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が五千円を超える場合には、その超える金額の百分の四に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が五千円を超える場合にあつては、当該百分の四に相当する金額に法第三十七条の二第一項に規定する特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一　都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（当該納税義務者がその寄

附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

二　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百十三条第二項に規定する共同募金会（県内にその主たる事務所を有するものに限る。）に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金（県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、施行令で定めるもの

第三十九条第一項第五号中「第三十四条の三」を「第三十四条の四」に、「第三百十四条の八第三項」を「第三百十四条の九第三項」に改め、同条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、前項に規定する交付時期ごとに交付することができなかつた金額があるとき、又は各交付時期において交付すべき額を超えて交付した金額があるときは、それぞれ当該金額を次の交付時期に交付すべき金額に加算し、又はこれから減額するものとする。

第四十一条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第一項中「法人等の均等割」を「法人の均等割」に、「掲げる法人等」を「掲げる法人」に改め、同項の表を次のように改める。

法人の区分	税率
一　次に掲げる法人 イ　法人税法第二条第五号の公共法人及び第三十五条第四項に規定する公益法人等のうち、法第二十五条第一項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で法第五十二条第一項の収益事業を行うものを除く。） ロ　人格のない社団等 ハ　一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） ニ　保険業法（平成七年法律第百五号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（イからハまでに掲げる法人を除く。） ホ　法第二十三条第一項第四号の五に規定する資本金等の額（次号から第五号まで及び第三項において「資本金等の額」という。）を有する法人（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で法第五十二条第一項の収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が千万円以下であるもの	年額　二万円
二　資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千万円を超え一億円以下であるもの	年額　五万円
三　資本金等の額を有する法人で資本金等の額が一億円を超え十億円以下であるもの	年額　十三万円
四　資本金等の額を有する法人で資本金等の額が十億円を超え五十億円以下であるもの	年額　五十四万円
五　資本金等の額を有する法人で資本金等の額が五十億円を超えるもの	年額　八十万円

第四十一条第三項中「第一項の表の第一号から第四号まで」を「第一項」に改める。

第四十二条（見出しを含む。）中「法人等」を「法人」に改める。

第四十三条の見出し中「法人等」を「法人」に、「および」を「及び」に改め、同条中「法人等」を「法人」に、「または」を「又は」に改める。

第四十四条（見出しを含む。）中「法人等」を「法人」に改める。

第四十六条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第一項第二号中「第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体」を「第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体」に改め、同項第三号中「法人」を「特定非営利活動法人」に改め、同項第四号を削り、同条第二項中「法人等」を「法人」

に改め、同項第一号中「または年度および」を「又は年度及び」に改め、同条第三項中「法人等」を「法人」に改める。

第四十六条の五中「第三十四条の二」を「第三十四条の三」に改める。

第四十六条の十五中「国外特定配当等」の下に「又は租税特別措置法第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等（次条において「上場株式等の配当等」という。）」を加える。

第四十六条の十六中「国外特定配当等」の下に「又は上場株式等の配当等」を加える。

第四十六条の二十二第二項中「第三十七条の十一の四第三項」を「第三十七条の十一の四第二項」に改める。

第四十七条第一項第一号ロ中「投資法人及び」を「投資法人、」に改め、「特定目的会社」の下に「並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）」を加える。

第五十六条の十一第一項中「統計法（昭和二十二年法律第十八号）第二条に規定する指定統計」を「統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計」に改める。

第五十七条第二項中「沖縄振興開発金融公庫、」及び「、独立行政法人鉄道建設・運輸施設設備支援機構」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は住宅を新築して譲渡する者で施行令で定めるもの」及び「（独立行政法人鉄道建設・運輸施設設備支援機構が注文者である家屋の新築にあつては、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）第十三条第一項第三号の業務に基づき締結されるものに限る。）」を削り、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、同条第五項中「独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）により行う同法第十一条第一項第七号イの事業及び同法附則第八条第一項の規定により行う森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号。以下「旧農用地整備公団法」という。）」を「独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）附則第九条第一項又は第十一条第一項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）第十一条第一項第七号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第六項を第五項とする。

第六十三条の二第一項中「本項」を「この項」に改め、同項第一号中「本号」を「この号」に改め、同項第四号を削り、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「本項」を「この項」に改める。

第六十六条の七第一項中「土地改良区又は独立行政法人緑資源機構」を「土地改良区」に、「若しくは第五十三条の三の二第一項の規定又は独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項若しくは同法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用するこれらの規定」を「又は第五十三条の三の二第一項の規定」に改め、同条第二項中「（独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項又は同法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を削り、「土地改良法第五十三条の三の二第一項第一号」を「同項第一号」に改め、同条第三項中「若しくは独立行政法人緑資源機構」を削る。

第六十六条の八第一項中「民法第三十四条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に改め、同条第二項中「民法第三十四条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に、「第六十六条の三第二項中」を「同条第二項中」に改める。

第百十七条第一項中「で年齢十八歳未満のもの」を削り、同条第二項中「納期限前七日」を「納期限の属する年の三月三十一日（法第百四十八条に規定す

る賦課期日（道路運送車両法第十三条第一項の規定による登録の申請があつた場合は、当該登録があつた日）後において当該減免の対象となつたものその他知事が認めるものについては、当該賦課期日の属する年度の二月末日）」に、「払い込むこととされている際」を「納付することとされている際（納付後において当該減免の対象となつたものその他知事が認めるものについては、当該納付した日の属する年度の二月末日まで）」に改め、同条第三項中「をした」を「に係る」に改める。

第百二十条の次に次の一条を加える。

（自動車税に係る督促）

第百二十条の二　納税者が納期限までに自動車税に係る徴収金を完納しない場合においては、徴税吏員は、当該納期限後五十日以内に督促状を発しなければならない。ただし、法第十三条の二の規定により繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

第百四十二条の十一第一項第二号中「当該身体障害者等が、年齢十八歳未満の身体障害者である場合又は精神障害者である場合には、」を削る。

附則第一条の次に次の一条を加える。

（公益法人等に係る県民税の課税の特例）

第一条の二　当分の間、租税特別措置法第四十条第三項後段（同条第六項から第九項までの規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第四十条第三項に規定する公益法人等（同条第六項から第九項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同法第四十条第三項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、施行令で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同条第六項から第九項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る県民税の所得割を課する。

附則第二条第二項第二号中「、第三十四条、第三十四条の二」を「から第三十四条の三まで」に改め、「附則第五条の五第一項」の下に「並びに法附則第五条の五第一項」を加え、同項第三号中「、法第三百十四条の七」を「から第三百十四条の八まで」に、「及び法附則第五条の四第六項」を「、法附則第五条の四第六項及び法附則第五条の五第二項」に改め、同条第三項中「第三十四条の三」を「第三十四条の四」に、「前三条」を「第三十三条から前条まで」に改める。

附則第五条第二項中「第三十四条の三」の下に「及び第三十四条の四」を加え、「同条」を「第三十四条の三」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第三十四条の四中「第三十三条から前条まで」とあるのは「第三十三条から前条まで及び附則第五条第一項」とする」に改める。

附則第五条の三及び附則第五条の四を次のように改める。

第五条の三及び第五条の四　削除

附則第五条の五第一項第二号ロ中「第二十五条第二項」を「第八条の四第一項（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第　　号。以下この項において「平成二十年所得税法等改正法」という。）附則第三十二条第一項の規定により適用される場合を含む。）、第二十五条第二項」に、「同法第三十七条の十一第一項」を「平成二十年所得税法等改正法附則第四十三条第二項」に改め、同号ハ中「第十条の七」を「第十条の六」に改め、同条第二項中「第三十四条の三」の下に「及び第三十四条の四」を加え、「同条」を「第三十四条の三」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第三十四条の四中「第三十三条から前条まで」とあるのは「第三十三条から前条まで及び附則第五条の五第一項」とする」に改め、同条第三項中「記載した申告書」を「記載した県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」に、「市町民税に関する申告書」を「市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書」に改め、「提出した場合」の下に「（県民税の納税通知書が送達された後に県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかつたことについて、市町長においてやむを得ない理由があると認めるときを含む。）」を加える。

附則第六条を次のように改める。

（上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例）

第六条　当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等の配当等（以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の県民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第三十二条第十三項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同条第一項及び第二項並びに第三十三条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額（上場株式等に係る配当所得の金額（第三項第三号の規定により読み替えて適用される第三十二条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第五条第一項の規定は、適用しない。

2　県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得の金額について第三十一条第一項及び第二項並びに第三十三条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

3　第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　県民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、租税特別措置法第八条の四第三項第二号の規定により適用されるところによる。

二　第三十二条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第六条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

三　第三十四条から第三十四条の四まで、附則第五条第一項及び附則第五条の五第一項の規定の適用については、第三十四条、第三十四条の二前段、第三十四条の三及び第三十四条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第六条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第五条第一項及び附則第五条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第六条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十四条の二後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第六条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第五条第一項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第六条第一項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得（同項の規定の適用を受けようとするものに限る。）」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第六条第一項に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額の合計額」とする。

四　附則第二条の規定の適用については、同条第一項及び第二項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第六条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第六条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第六条第一項の規定による県民税の所得割の額」とする。

附則第七条第三項第三号中「第三十四条の三」を「第三十四条の四」に、「これらの規定」を「第三十四条、第三十四条の二前段、第三十四条の三及び第三十四条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第七条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第五条第一項及び附則第五条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第七条第一項の規定による県民税の所得割の額」と」の下に「、第三十四条の二後段中「所

得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第七条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と」を加える。

附則第八条第三項第二号中「第三十四条の三」を「第三十四条の四」に、「これらの規定」を「第三十四条、第三十四条の二前段、第三十四条の三及び第三十四条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第五条第一項及び附則第五条の五第一項」に改め、「県民税の所得割の額」と」の下に「、第三十四条の二後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と」を加える。

附則第十一条第四項第二号中「第三十四条の三」を「第三十四条の四」に、「これらの規定」を「第三十四条、第三十四条の二前段、第三十四条の三及び第三十四条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第五条第一項及び附則第五条の五第一項」に改め、「県民税の所得割の額」と」の下に「、第三十四条の二後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と」を加える。

附則第十一条の二第一項中「及び次条第一項及び第二項」を削り、同条第二項中「及び」を「並びに」に改め、「第三十七条の十第四項」の下に「並びに第三十七条の十四の三第一項及び第二項」を加え、「支払われる」を「交付を受ける」に、「同項の規定により同条第一項」を「これらの規定により同法第三十七条の十第一項」に改め、同条第四項第三号中「第三十四条の三」を「第三十四条の四」に、「これらの規定」を「第三十四条、第三十四条の二前段、第三十四条の三及び第三十四条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第五条第一項及び附則第五条の五第一項」に改め、「県民税の所得割の額」と」の下に「、第三十四条の二後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と」を加える。

附則第十一条の二の二及び附則第十一条の二の三を削る。

附則第十一条の三第二項第三号中「第三十四条の三」を「第三十四条の四」に、「これらの規定」を「第三十四条、第三十四条の二前段、第三十四条の三及び第三十四条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の三第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第五条第一項及び附則第五条の五第一項」に改め、「県民税の所得割の額」と」の下に「、第三十四条の二後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の三第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と」を加える。

附則第十四条の二の次に次の一条を加える。

第十四条の三　平成二十年十月一日以後に開始する各事業年度（法第七十二条の十三に規定する事業年度をいう。以下同じ。）に係る法人の事業税及び同日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）についての第四十九条及び前条の規定の適用については、第四十九条第一項第一号ハの表中「百分の三・八」とあるのは「百分の一・五」と、「百分の五・五」とあるのは「百分の二・二」と、「百分の七・二」とあるのは「百分の二・九」と、同項第二号の表中「百分の五」とあるのは「百分の二・七」と、「百分の六・六」とあるのは「百分の三・六」と、同項第三号の表中「百分の五」とあるのは「百分の二・七」と、「百分の七・三」とあるのは「百分の四」と、「百分の九・六」とあるのは「百分の五・三」と、同条第二項中「百分の一・三」とあるのは「百分の〇・七」と、同条第三項第一号ハ中「百分の七・二」とあるのは「百分の二・九」と、同項第二号中「百分の六・六」とあるのは「百分の三・六」と、同項第三号中「百分の九・六」とあるのは「百分の五・三」と、前条中「第四十九条第一項第二号」とあるのは「次条の規定により読み替えられた第四十九条第一項第二号」と、「百分の六・六」とあるのは「百分の三・六」と、「百分の七・九」とあるのは「百

分の四・三」とする。

附則第十七条の三第一項中「沖縄振興開発金融公庫、」及び「、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」を削り、「若しくは家屋」を「又は家屋」に改め、「若しくは住宅を新築して譲渡する者で施行令で定めるもの又は住宅を購入して譲渡する者で施行令で定めるもの」及び「若しくは同条第三項本文の規定又は当該住宅の用に供する土地に係る第六十三条の二第一項第四号」を削り、「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「これらの規定」を「同項ただし書」に改め、同条第二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

附則第十九条第一項中「電気を動力源とする自動車で施行規則で定めるもの、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの」を「電気自動車（電気を動力源とする自動車で施行規則で定めるものをいう。第六項において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。）」に改め、「及び第六項」を削り、同項第一号中「平成七年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同条第四項中「施行規則で定める許容限度」を「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第六項において「排出ガス保安基準」という。）に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの」に改め、同条第六項中「電気自動車等及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの」を「次に掲げる自動車」に、「平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「平成十七年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に、「平成十八年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同項に次の各号を加える。

一　電気自動車

二　次に掲げる天然ガス自動車

イ　道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下この号において「車両総重量」という。）が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの

ロ　車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの

三　エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの

附則第十九条第八項中「基準エネルギー消費効率以上」を「基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上」に改め、「及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので施行規則で定めるもの（同項の規定の適用を受ける自動車を除く。）」を削り、「平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで」を「平

成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「平成十七年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に、「平成十八年度分」を「平成二十二年度分」に改める。

附則第二十一条第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第五項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同条第六項中「百分の百十」を「百分の百十五」に、「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同条第八項中「平成二十年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第九項を次のように改める。

9　次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。以下この項において同じ。）の取得（第二項から第六項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第百四十二条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、第一号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までに行われた場合にあつては、百分の一）を、第二号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二を、第三号に掲げる軽油自動車にあつては百分の一（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までに行われた場合にあつては、百分の〇・五）をそれぞれ控除した率とする。

一　車両総重量が十二トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

二　車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

三　車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車で施行規則で定めるもののうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの

附則第二十二条第二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則に次の二条を加える。

（狩猟税の税率の特例）

第二十四条　平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、第百六十五条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率とする。

一　対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号）第九条第五項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第五十六条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。次号において同じ。）に係る狩猟者の登録

二　前号の狩猟者の登録（以下この号において「軽減税率適用登録」という。）を受けていた者が対象鳥獣捕獲員でなくなつた場合において、その者が当該軽減税率適用登録に係る狩猟免許と同一の種類の狩猟免許について当該

軽減税率適用登録の有効期間の範囲内の期間を有効期間とする狩猟者の登録を受けるときにおける当該狩猟者の登録

（旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る県税の特例）

第二十五条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下この条において「整備法」という。）第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって整備法第百六条第一項（整備法第百二十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。次項から第五項まで及び第七項において同じ。）の登記をしていないもの（整備法第百三十一条第一項の規定により整備法第四十五条の認可を取り消されたもの（以下この条においてそれぞれ「認可取消社団法人」又は「認可取消財団法人」という。）を除く。）については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第三十条第三項の規定を適用する。

2　整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって整備法第百六条第一項の登記をしていないもの（認可取消社団法人又は認可取消財団法人にあっては、法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人（以下この条において「非営利型法人」という。）に該当するものに限る。）については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第四十七条第一項の規定を適用する。

3　整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人であって整備法第百六条第一項の登記をしていないものについては公益社団法人とみなし、整備法第四十条第一項の規定により存続する一般財団法人であって整備法第百六条第一項の登記をしていないものについては公益財団法人とみなして、第六十六条の八の規定を適用する。

4　整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって整備法第百六条第一項の登記をしていないもの（認可取消社団法人又は認可取消財団法人にあっては、非営利型法人に該当するものに限る。）については、法人税法第二条第六号の公益法人等とみなして、第三十条第四項及び第四十一条第一項の規定を適用する。

5　平成二十年十一月三十日において現に所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第　　号）第二条の規定による改正前の法人税法別表第二第二号の指定を受けている外国法人については、平成二十五年十一月三十日までに開始する事業年度分の法人の県民税に限り、法人税法第二条第六号の公益法人等とみなして、第三十条第四項及び第四十一条第一項の規定を適用する。

6　整備法第四十一条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって整備法第百六条第一項の登記をしていないもの又は認可取消社団法人若しくは認可取消財団法人については、一般社団法人又は一般財団法人とみなして、第四十一条第一項及び第四十七条第一項の規定を適用する。

7　整備法第二条第一項に規定する旧有限責任中間法人で整備法第三条第一項本文の規定の適用を受けるもの及び整備法第二十五条第二項に規定する特例無限責任中間法人については、一般社団法人とみなして、第四十一条第一項及び第四十七条第一項の規定を適用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三十条第四項の改正規定（「第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体」を「第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第百六号）第七条の二第一項に規定する法人である政党等」に改める部分に限る。）、第四十六条第一項第二号、第四十七条第一項第一号ロ及び第六十六条の八の改正規定、附則に二条を加える改正規定（附則第二十五条に係る部分に限る。）並びに附則第四条第二項及び附則第五条第四項

の規定　平成二十年十二月一日

二　第五十六条の十一第一項の改正規定　統計法（平成十九年法律第五十三号）の施行の日

三　第五十七条第五項の改正規定及び附則第五条第三項の規定　独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第　　号）の施行の日

四　附則第十四条の二の次に一条を加える改正規定　地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第　　号）の施行の日

（個人の県民税に関する経過措置）

第二条　別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の佐賀県税条例（以下附則第八条までにおいて「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成二十年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十九年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2　平成二十一年一月一日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の佐賀県税条例（以下「旧条例」という。）附則第五条の四に規定する特定配当等については、なお従前の例による。

3　平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第　　号。以下「平成二十年地方税法等改正法」という。）第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四条の二第九項又は第四条の三第十項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る新条例第四十六条の十二の規定の適用については、同条中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。

4　平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に行われる新条例第四十六条の二十二第一項に規定する対象譲渡等に係る新条例第四十六条の十九及び第四十六条の二十二第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。

5　新条例第三十四条の二の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成二十年一月一日以後に支出する同条各号に掲げる寄附金について適用する。

6　県民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき新条例附則第六条第一項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する県民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一　上場株式等に係る課税配当所得の金額が百万円以下である場合　当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の百分の一・二に相当する金額

二　上場株式等に係る課税配当所得の金額が百万円を超える場合　次に掲げる金額の合計額

イ　一万二千円

ロ　当該上場株式等に係る課税配当所得の金額から百万円を控除した金額の百分の二に相当する金額

7　県民税の所得割の納税義務者が平成二十一年一月一日前に行った旧条例附則第十一条の二の二第一項に規定する上場株式等の譲渡に係る同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課する平成二十一年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

8　県民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に新法附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（新法附則第三十五条の二の二第二項に規定する譲渡をいう。）のうち租税特別措置法第三十七条の十二の二第二項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第三十二条

第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新条例附則第十一条の二第一項前段の規定により同項前段に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として施行令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する県民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額とする。

一　上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が五百万円以下である場合　当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の百分の一・二に相当する金額

二　上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が五百万円を超える場合　次に掲げる金額の合計額

イ　六万円

ロ　当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から五百万円を控除した金額の百分の二に相当する金額

（法人の県民税に関する経過措置）

第三条　別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

2　旧条例第三十条第一項第四号に規定する法人でない社団又は財団に対して課する平成十九年度分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。

3　新条例第四十一条の規定（同条第一項の表の第一号イに掲げる法人に係る部分に限る。）は、平成二十年度以後の年度分の法人の県民税の均等割について適用し、平成二十年地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第五十二条第二項第三号に掲げる公共法人等に対して課する平成十九年度分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。

4　施行日から平成二十年十二月一日の前日までにおける新条例第四十一条第一項の規定の適用については、同項の表の第一号中

「

ハ　一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）

ニ　保険業法（平成七年法律第百五号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（イからハまでに掲げる法人を除く。）

ホ　法第二十三条第一項第四号の五に規定する資本金等の額（次号から第五号まで及び第三項において「資本金等の額」という。）を有する法人（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で法第五十二条第一項の収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が千万円以下であるもの

」

とあるのは、

「

ハ　保険業法（平成七年法律第百五号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（イ及びロに掲げる法人を除く。）

ニ　法第二十三条第一項第四号の五に規定する資本金等の額（次号から第五号まで及び第三項において「資本金等の額」という。）を有する法人（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で法第五十二条第一項の収益事業を行わないもの及びハに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が千万円以下であるもの

」

とする。

（事業税に関する経過措置）

第四条　別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する

部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後の解散（合併による解散を除く。以下この条において同じ。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前の解散による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。）については、なお従前の例による。

2　平成二十年十二月一日前に開始した事業年度に係る旧法第七十三条の五第一項第二号に掲げる一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第三十八条の規定による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号。以下「旧民法」という。）第三十四条の規定より設立した法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第五条　別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2　施行日前にされた旧条例第五十七条第二項の規定による家屋の新築後最初に行われた沖縄振興開発金融公庫、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構又は同項に規定する施行令で定める住宅を新築して譲渡する者に対する請負人からの譲渡については、なお従前の例による。

3　平成二十一年一月一日前の旧条例第五十七条第五項に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4　平成二十年十二月一日前の旧民法第三十四条の法人による不動産の取得に対して課する不動産の取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第六条　別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十九年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

2　新条例第百十七条の規定は、平成二十一年度以降の年度分の自動車税について適用し、平成二十年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

3　平成二十一年度における自動車税の減免に係る新条例第百十七条第二項の適用については、「納期限の属する年の三月三十一日」とあるのは、「納期限前七日」とする。

（自動車取得税に関する経過措置）

第七条　別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2　新条例第百四十二条の十一第一項の規定は、平成二十一年度以後の年度分の自動車取得税について適用し、平成二十年度分までの自動車取得税については、なお従前の例による。

（狩猟税に関する経過措置）

第八条　新条例附則第二十四条の規定は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

（佐賀県森林環境税条例の一部改正）

第九条　佐賀県森林環境税条例（平成十九年佐賀県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第一項中「若しくは第

四号」を削り、「法人等の県民税」を「法人の県民税」に、「掲げる法人等」を「掲げる法人」に改め、同項の表を次のように改める。

法人の区分	加算額
一　次に掲げる法人 イ　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第五号の公共法人及び県税条例第三十条第四項に規定する公益法人等のうち、地方税法第二十五条第一項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で地方税法第五十二条第一項の収益事業を行うものを除く。） ロ　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、県税条例第三十条第三項の収益事業を行うもの（当該社団又は財団で当該収益事業を廃止したものを含む。） ハ　一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） ニ　保険業法（平成七年法律第百五号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（イからハまでに掲げる法人を除く。） ホ　地方税法第二十三条第一項第四号の五に規定する資本金等の額（次号から第五号までにおいて「資本金等の額」という。）を有する法人（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で地方税法第五十二条第一項の収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が千万円以下であるもの	年額　千円
二　資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千万円を超え一億円以下であるもの	年額　二千五百円
三　資本金等の額を有する法人で資本金等の額が一億円を超え十億円以下であるもの	年額　六千五百円
四　資本金等の額を有する法人で資本金等の額が十億円を超え五十億円以下であるもの	年額　二万七千円
五　資本金等の額を有する法人で資本金等の額が五十億円を超えるもの	年額　四万円

（佐賀県森林環境税条例の一部改正に伴う経過措置）

第十条　前条の規定による改正後の佐賀県森林環境税条例（以下この条において「新条例」という。）第三条の規定は、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始する連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

2　施行日から平成二十年十二月一日の前日までにおける新条例第三条第一項の規定の適用については、同項の表の第一号中

「

ハ　一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）

ニ　保険業法（平成七年法律第百五号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（イからハまでに掲げる法人を除く。）

ホ　地方税法第二十三条第一項第四号の五に規定する資本金等の額（次号から第五号までにおいて「資本金等の額」という。）を有する法人（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で地方税法第五十二条第一項の収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が千万円以下であるもの

」

とあるのは、

「ハ　保険業法（平成七年法律第百五号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（イ及びロに掲げる法人を除く。）
ニ　地方税法第二十三条第一項第四号の五に規定する資本金等の額（次号から第五号までにおいて「資本金等の額」という。）を有する法人（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で地方税法第五十二条第一項の収益事業を行わないもの及びハに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が千万円以下であるもの」

とする。

参考資料

佐賀県税条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改　正　後	改　正　前
（納税義務者等） **第三十条**　県民税は、第一号に掲げる者に対しては均等割額及び所得割額の合計額によつて、第三号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額の合計額によつて、第二号及び第四号に掲げる者に対しては均等割額によつて、第四号の二に掲げる者に対しては法人税割額によつて、第五号に掲げる者に対しては利子割額によつて、第六号に掲げる者に対しては配当割額によつて、第七号に掲げる者に対しては株式等譲渡所得割額によつて課する。 一～三　略 四　県内に寮等を有する法人で県内に事務所又は事業所を有しないもの	（納税義務者等） **第三十条**　県民税は、第一号に掲げる者に対しては均等割額及び所得割額の合計額によつて、第三号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額の合計額によつて、第二号及び第四号に掲げる者に対しては均等割額によつて、第四号の二に掲げる者に対しては法人税割額によつて、第五号に掲げる者に対しては利子割額によつて、第六号に掲げる者に対しては配当割額によつて、第七号に掲げる者に対しては株式等譲渡所得割額によつて課する。 一～三　略 四　県内に寮等を有する法人で県内に事務所又は事業所を有しないもの及び県内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（第五項に規定するものを除く。第七項において同じ。）

改　正　後	改　正　前
四の二～六　略 七　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条の十一の四第一項の規定の適用につき同項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書が提出された同法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特定口座（以下この号、第四十六条の二十一及び第四十六条の二十二において「選択口座」という。）に係る同法第三十七条の十二の二第二項に規定する特定口座内保管上場株式等（第四十六条の二十一及び第四十六条の二十二第一項において「特定口座内保管上場株式等」という。）の同法第三十七条の十二の二第二項に規定する譲渡（第四十六条の二十二第一項において「譲渡」という。）の対価又は当該選択口座において処理された同法第三十七条の十二の二第二項に規定する上場株式等（第四十六条の二十一及び第四十六条の二十二第一項において「上場株式等」という。）の同法第三十七条の十一の三第二項に規定する信用取引等（第四十六条の二十一及び第四十六条の二十二第一項において「信用取引等」という。）に係る同法第三十七条の十一の四第一項に規定する差金決済（第四十六条の二十一及び第四十六条の二十二第一項において「差金決済」という。）に係る差益に相当する金額の支払を受ける個人で当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において県内に住所を有するもの 2　略 3　法第二十五条第一項第二号に掲げる者で、収益事業（施行令第七条の四に規定する事業	四の二～六　略 七　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条の十一の四第一項の規定の適用につき同項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書が提出された同法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特定口座（以下この号、第四十六条の二十一及び第四十六条の二十二において「選択口座」という。）に係る同法第三十七条の十一の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等（第四十六条の二十一及び第四十六条の二十二第一項において「特定口座内保管上場株式等」という。）の同法第三十七条の十一第一項に規定する譲渡（第四十六条の二十二第一項において「譲渡」という。）の対価又は当該選択口座において処理された同法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等（第四十六条の二十一及び第四十六条の二十二第一項において「上場株式等」という。）の同法第三十七条の十一の三第二項に規定する信用取引等（第四十六条の二十一及び第四十六条の二十二第一項において「信用取引等」という。）に係る同法第三十七条の十一の四第一項に規定する差金決済（第四十六条の二十一及び第四十六条の二十二第一項において「差金決済」という。）に係る差益に相当する金額の支払を受ける個人で当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において県内に住所を有するもの 2　略 3　法第二十五条第一項第二号に掲げる者で、収益事業（施行令第七条の四に規定する事業

をいう。次項及び第五項において同じ。）を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものに対する県民税は、第一項の規定にかかわらず、県内に当該収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。 ４　公益法人等（法人税法第二条第六号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第百六号）第七条の二第一項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下この節において同じ。）のうち法第二十五条第一項第二号に掲げる者以外のもの及び次項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第七十四条第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第一項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。 ５　法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第四十一条において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定を適用する。 ６　略 ７　次の各号に掲げる者は、当該各号に定める日から一月以内に、規則で定めるところ	をいう。以下この節において同じ。）を行うものに対する県民税は、第一項の規定にかかわらず、県内に当該収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。 ４　法人税法第二条第六号の公益法人等（防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する法人を含む。以下この節において同じ。）のうち法第二十五条第一項第二号に掲げる者以外のもの及び次項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第七十四条第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第一項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。 ５　法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節中法人に関する規定を適用する。 ６　略 ７　次の各号に掲げる者は、当該各号に定める日から一月以内に、規則で定めるところ
により、規則で定める事項を知事に届け出なければならない。 一　略 二　法人で県内において事務所、事業所又は寮等を設け、移転し、又は廃止したもの　当該事務所、事業所又は寮等を設け、移転し、又は廃止した日 （所得控除） **第三十二条**　前条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から法第三十四条に規定する雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除する。 **第三十四条**　略 （寄附金税額控除） **第三十四条の二**　所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が五千円を超える場合には、その超える金額の百分の四に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が五千円を超える場合にあつては、当該百分の	により、規則で定める事項を知事に届け出なければならない。 一　略 二　法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下この節において「法人等」という。）で県内において事務所、事業所又は寮等を設け、移転し、又は廃止したもの　当該事務所、事業所又は寮等を設け、移転し、又は廃止した日 （所得控除） **第三十二条**　前条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から法第三十四条に規定する雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、寄附金控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除する。 **第三十四条**　略

四に相当する金額に法第三十七条の二第一項に規定する特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 一　都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。） 二　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百十三条第二項に規定する共同募金会（県内にその主たる事務所を有するものに限る。）に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金（県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、施行令で定めるもの （外国税額控除） 第三十四条の三　所得割の納税義務者が、外国の法令により課される所得税又は道府県民税の所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割若しくは市町村民税の所得割に相当する税（以下この条において「外国の所得税等」という。）を課された場合において、当該外国の所得税等の額のうち所得税法第九十五条第一項の控除限度額を超える額があるときは、施行令で定めるところにより計算した額を限度として、施行令で定めるところにより、当該超える金額（施行令で定める金額に限る。）をその者の前三条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。	（外国税額控除） 第三十四条の二　所得割の納税義務者が、外国の法令により課される所得税又は道府県民税の所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割若しくは市町村民税の所得割に相当する税（以下この条において「外国の所得税等」という。）を課された場合において、当該外国の所得税等の額のうち所得税法第九十五条第一項の控除限度額を超える額があるときは、施行令で定めるところにより計算した額を限度として、施行令で定めるところにより、当該超える金額（施行令で定める金額に限る。）をその者の第三十三条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除） 第三十四条の四　所得割の納税義務者が、法第三十二条第十三項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額についてこの節の規定により配当割額を課された場合又は同条第十五項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について本節の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に百分の三十二を乗じて得た金額を、その者の第三十三条から前条までの規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 （個人の県民税に係る徴収取扱費の交付） 第三十九条　個人の県民税に係る徴収金を賦課徴収した市町に対しては、徴収取扱費として次に掲げる金額の合計額を交付するものとする。 一～四　略 五　第三十四条の四の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額を法第三百十四条の九第三項の規定により適用される同条第二項の規定によつて市町が還付し、又は充当した場合における当該控除することができなかつた金額に相当する金額 2　略 3　知事は、市町長から、前項の規定による計算書の送付があつた場合には、三十日以内に徴収取扱費を当該市町に交付するものとする。この場合において、前項に規定す	（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除） 第三十四条の三　所得割の納税義務者が、法第三十二条第十三項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について本節の規定により配当割額を課された場合又は同条第十五項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について本節の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に百分の三十二を乗じて得た金額を、その者の前三条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 （個人の県民税に係る徴収取扱費の交付） 第三十九条　個人の県民税に係る徴収金を賦課徴収した市町に対しては、徴収取扱費として次に掲げる金額の合計額を交付するものとする。 一～四　略 五　第三十四条の三の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額を法第三百十四条の八第三項の規定により適用される同条第二項の規定によつて市町が還付し、又は充当した場合における当該控除することができなかつた金額に相当する金額 2　略 3　知事は、市町長から、前項の規定による計算書の送付があつた場合には、三十日以内に徴収取扱費を当該市町に交付するものとする。

る交付時期ごとに交付することができなかつた金額があるとき、又は各交付時期において交付すべき額を超えて交付した金額があるときは、それぞれ当該金額を次の交付時期に交付すべき金額に加算し、又はこれから減額するものとする。

（法人の均等割の税率）

第四十一条　法人の均等割の税率は、次の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額とする。

法人の区分	税率
一　次に掲げる法人 イ　法人税法第二条第五号の公共法人及び第三十条第四項に規定する公益法人等のうち、法第二十五条第一項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で法第五十二条第一項の収益事業を行うものを除く。） ロ　人格のない社団等 ハ　一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） ニ　保険業法（平成七年法律第百五号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（イからハまでに掲げる法人を除く。） ホ　法第二十三条第一項第四号の五に規定する資本金等の額（次号から第五号まで及び第三項において「資本金等の額」という。）を有する法人（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で法第五十二条第一項の収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が千万円以下であるもの	年額　二万円
二　資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千万円を超え一億円以下であるもの	年額　五万円
三　資本金等の額を有する法人で資本金等の額が一億円を超え十億円以下であるもの	年額　十三万円
四　資本金等の額を有する法人で資本金等の額が十億円を超え五十億円以下であるもの	年額　五十四万円
五　資本金等の額を有する法人で資本金等の額が五十億円を超えるもの	年額　八十万円

２　略

３　第一項の場合において、法第五十二条第二項第一号から第二号までに掲げる法人の資本金等の額は、それぞれこれらの号に定める日（法第五十二条第二項第一号に掲げる法人で法第五十三条第一項の法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるもの及び法第五十二条第二項第一号の二に掲げる法人にあつては、施行令で定める日）現在における資本金等の額による。

（法人の県民税の申告納付）

第四十二条　県民税を申告納付する義務がある法人は、法第五十三条の規定によつて同条第一項、第二項、第四項、第五項、第二十四項及び第二十七項の申告書を知事に提出し、及びその申告に係る県民税又は同条第一項後段及び第三項の規定によつてその提出があつたものとみなされる申告書に係

（法人等の均等割の税率）

第四十一条　法人等の均等割の税率は、次の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額とする。

法人等の区分	税率
一　法第二十三条第一項第四号の五に規定する資本金等の額（次号から第四号まで及び第三項において「資本金等の額」という。）が五十億円を超える法人（保険業法（平成七年法律第百五号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの及び法人税法第二条第五号の公共法人及び同条第六号の公益法人等で均等割のみを課されるものを除く。次号から第四号までにおいて同じ。）	年額　八十万円
二　資本金等の額が十億円を超え五十億円以下である法人	年額　五十四万円
三　資本金等の額が一億円を超え十億円以下である法人	年額　十三万円
四　資本金等の額が千万円を超え一億円以下である法人	年額　五万円
五　前各号に掲げる法人以外の法人等	年額　二万円

２　略

３　第一項の表の第一号から第四号までの場合において、法第五十二条第二項第一号から第二号までに掲げる法人の資本金等の額は、それぞれこれらの号に定める日（法第五十三条第一項の法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるもの及び法第五十二条第二項第一号の二に掲げる法人にあつては、施行令で定める日）現在における資本金等の額による。

（法人等の県民税の申告納付）

第四十二条　県民税を申告納付する義務がある法人等は、法第五十三条の規定によつて同条第一項、第二項、第四項、第五項、第二十四項及び第二十七項の申告書を知事に提出し、及びその申告に係る県民税又は同条第一項後段及び第三項の規定によつてその提出があつたものとみなされる申告書に

る県民税に相当する税額の県民税を納付書によって納付しなければならない。

（法人の県民税に係る更正及び決定の通知）

第四十三条　法第五十五条の規定による法人の県民税に係る更正又は決定の通知は規則で定める様式の通知書による。

（法人の県民税に係る不足税額の納付の手続）

第四十四条　法人の県民税の納税者は、前条の通知書を受けた場合においては、当該不足税額を当該通知書に指定する期限までに、納付書によって納付しなければならない。

（法人の県民税の減免）

第四十六条　知事は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、必要があると認める者に対し、県民税を減免する。

一　略

二　地方自治法第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体

三　特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人

2　前項の規定によって法人の県民税の減免を受けようとする者は、納期限前七日までに左に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

一　課税標準の算定期間又は年度及び税額

係る県民税に相当する税額の県民税を納付書によって納付しなければならない。

（法人等の県民税に係る更正および決定の通知）

第四十三条　法第五十五条の規定による法人等の県民税に係る更正または決定の通知は規則で定める様式の通知書による。

（法人等の県民税に係る不足税額の納付の手続）

第四十四条　法人等の県民税の納税者は、前条の通知書を受けた場合においては、当該不足税額を当該通知書に指定する期限までに、納付書によって納付しなければならない。

（法人等の県民税の減免）

第四十六条　知事は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、必要があると認める者に対し、県民税を減免する。

一　略

二　地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体

三　特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人

四　社会事業又は公益事業を行う法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの

2　前項の規定によって法人等の県民税の減免を受けようとする者は、納期限前七日までに左に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

一　課税標準の算定期間または年度および税額

二　略

3　第一項の規定によって法人の県民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を知事に申告しなければならない。

（国外公社債等の利子等に係る外国税額控除）

第四十六条の五　利子割の納税義務者が法第二十三条第一項第十四号ロに規定する国外公社債等の利子等又は同号ニに規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等につきその支払の際に所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税（施行令で定めるものを含む。）を課された場合において、当該外国所得税の額が租税特別措置法第三条の三第四項又は第八条の三第四項第一号の規定により所得税の額から控除することとされた額を超えるときは、当該超える金額は、当該納税義務者の第四十六条の二及び第四十六条の三の規定を適用した場合の利子割の額を限度として当該利子割の額から控除するものとする。この場合において、当該納税義務者（個人に限る。）に対する第三十四条の三の規定の適用については、当該外国所得税の額は、ないものとする。

（配当割の特別徴収義務者の指定）

第四十六条の十五　配当割の特別徴収義務者は、特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者（当該特定配当等が国外特定配当等又は租税特別措置法第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等（次条において「上場株式等の配

二　略

3　第一項の規定によって法人等の県民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を知事に申告しなければならない。

（国外公社債等の利子等に係る外国税額控除）

第四十六条の五　利子割の納税義務者が法第二十三条第一項第十四号ロに規定する国外公社債等の利子等又は同号ニに規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等につきその支払の際に所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税（施行令で定めるものを含む。）を課された場合において、当該外国所得税の額が租税特別措置法第三条の三第四項又は第八条の三第四項第一号の規定により所得税の額から控除することとされた額を超えるときは、当該超える金額は、当該納税義務者の第四十六条の二及び第四十六条の三の規定を適用した場合の利子割の額を限度として当該利子割の額から控除するものとする。この場合において、当該納税義務者（個人に限る。）に対する第三十四条の二の規定の適用については、当該外国所得税の額は、ないものとする。

（配当割の特別徴収義務者の指定）

第四十六条の十五　配当割の特別徴収義務者は、特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者（当該特定配当等が国外特定配当等である場合にあっては、その支払を取り扱う者）とする。